

## 特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	政府出資額	522,678,105,304円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	政府出資額	144,446,417,486円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	378,231,687,818円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年十二月十一日 法律第百四十五号）</p> <p>附 則 (新エネルギー・産業技術総合開発機構の解散等)</p> <p>第二条 新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「旧機構」という。)は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。</p> <p>3～5（略）</p> <p>6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次に掲げる金額の合計額に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に対して出資されたものとする。</p> <p>一 機構が承継する資産(次のイから八までに掲げる勘定に属するものを除く。)の価額(政府以外の者から旧機構に対して出資された金額に相当する金額を除く。)から負債(次のイから八までに掲げる勘定に属するものを除く。)の金額を差し引いた額</p> <p>イ～八（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>7 前項第一号の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>9～12（略）</p>		

政府出資額が増減した理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業廃止等に係る国庫納付を行ったことによる減（約 215 億円）</li><li>・研究開発費の使用分を欠損金として扱ったものを整理したことによる減（約 2716 億円）</li><li>・石炭経過業務として実施している債権管理等業務における貸付債権に係る再評価（償却処理及び貸倒引当金の計上）等による減（約 752 億円）</li><li>・その他独法会計基準等に基づく資産評価等による減（約 97 億円）</li></ul>
備 考	

## 特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	産業基盤整備基金 (産業基盤整備基金の業務は、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構と(独)中小企業基盤整備機構に承継されており、右は、前者に承継した省エネ・リサイクル支援法に基づく債務保証の業務に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	3,651,500,000円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (右は、産業基盤整備基金から承継された業務に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	3,653,227,903円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成16年7月1日	増減額	1,727,903円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第百四十六号) 附則 (産業基盤整備基金の解散等)</p> <p>第四条 産業基盤整備基金(以下「基金」という。)は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、第三条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「改正前特定施設整備法」という。)第五十五条第一項(附則第三十六条の規定による改正前の特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号。以下「改正前特定商業集積整備法」という。)第十三条第一項、附則第三十七条の規定による改正前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号。以下「改正前輸入・対内投資法」という。)第十二条第一項、附則第四十二条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「改正前中心市街地整備改善活性化法」という。)第二十四条、附則第四十四条の規定による改正前の新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号。以下「改正前新事業創出促進法」という。)第三十五条及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十七号。以下「特定事業活動促進法等一部改正法」という。)附則第</p>		

二条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定にかかわらず、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において機構及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「開発機構」という。)が承継する。

2～14(略)

15 第一項の規定により開発機構が基金の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継の際、政府から開発機構に対して当該各号に定める業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額に相当する金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)附則第十四条第一項及び附則第十五条第一項に掲げる業務

イ 特定事業活動促進法等一部改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十二条に規定するエネルギー使用合理化特別勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額

ロ 特定事業活動促進法等一部改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十五条に規定する再生資源利用等特別勘定に属する資産(次号に規定する産業投資特別会計からの出資金に係るものを除く。)の価額から負債(次号に規定する産業投資特別会計からの出資金に係るものを除く。)の金額を差し引いた額

二 旧特定事業活動促進法第十条第一号に掲げる業務又は特定事業活動促進法等一部改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして政府の産業投資特別会計から出資された額に相当する金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第一項に掲げる業務

16 附則第二条第十項及び第十一項の規定は、第八項、第十一項、第十二項及び前項の資産の価額について準用する。

17(略)

(附則第二条第十項 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。)

政府出資額が増減した理由	・資産評価後、資産の価格から負債を差し引いた額を政府出資額と整理した際、資金の運用益等により利益剰余金として積立金が計上されていたことによる増（約2百万円）
備 考	

(参考資料)

旧法人名	中小企業総合事業団 産業基盤整備基金 地域振興整備公団 都市基盤整備公団	政府出資額	2,175,840,135,919円 57,644,050,000円 161,391,500,000円 841,925,624,700円 <u>(計) 3,236,801,310,619円</u>
新法人名 (業務承継法人名)	中小企業金融公庫 (右は、中小企業総合事業団から承継された業務に係る政府出資額のみを記載) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (右は、産業基盤整備基金から承継された業務に係る政府出資額のみを記載) 独立行政法人 都市再生機構	政府出資額	1,028,302,250,815円  1,092,049,682,556円 3,653,227,903円  852,485,624,700円 <u>(計) 2,976,490,785,974円</u>
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成16年7月1日	増減額	260,310,524,645円
備考	中小企業総合事業団、産業基盤整備基金、地域振興整備公団、都市基盤整備公団の4法人に係る事務・事業は、平成16年7月1日付で、(独)中小企業基盤整備機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構、(独)都市再生機構、中小企業金融公庫の4法人に承継。勘定・業務ごとに別々の法人に承継されているケースがあるため、総括表を作成している。		